

家庭用ヒートポンプ給湯機に関する  
消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 28 年 1 月  
環境省水・大気環境局大気環境課  
大気生活環境室

家庭用ヒートポンプ給湯機の運転から生じる運転音・振動により不眠等の健康上の症状が発生したとされる事案に関して、消費者安全調査委員会が行った評価の結果が平成 26 年 12 月 19 日に公表され、同日付で同委員会委員長から環境大臣等に対して、消費者安全法第 33 条の規定に基づき、評価の結果を踏まえた意見が提出されました。

環境省への意見 2 件についての対応状況は下記のとおりです。

(1) 低周波音の人体への影響に関する研究の促進（意見（1）④）

環境省では、昭和 50 年代前半より低周波音の人体への影響についての研究を行っております。現時点においては、低周波音の人体への影響について、明らかな関連を示す知見は国内外ともないと承知していますが、消費者安全調査委員会からの意見（1）④も踏まえ、引き続き、低周波音の人への影響等について最新の科学的知見の収集に努めてまいります。

(2) 測定値が参照値以下であっても慎重な判断を要する旨の周知（意見（2）⑦）

消費者安全調査委員会からの意見（2）⑦を踏まえ、現場での音の測定値が参照値以下であっても慎重な判断を要する可能性があることを一層明確に示すため、環境省では、平成 26 年 12 月 26 日付け事務連絡により、各都道府県、市・特別区の環境主管部（局）騒音振動担当官に対し、低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知を行いました。また、地方公共団体の環境主管部局を対象とした「低周波音測定評価方法講習会」において、参照値以下であっても慎重な判断を要する可能性があることについて詳細に説明しており、平成 27 年度に開催している講習会（平成 27 年 12 月から平成 28 年 1 月にかけて 6 回開催）においても、その旨周知しているところです。

（参考）

○低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知について（環境省 HP より）

・本文：<http://www.env.go.jp/air/teishuha/H261226jimurenaku.pdf>

○事故調査報告書（消費者庁 HP より）

・本文：[http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/2\\_houkoku\\_honbun.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/2_houkoku_honbun.pdf)

○消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見（消費者庁 HP より）

・意見：[http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/2\\_iken.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/2_iken.pdf)